

議案第四十六号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年四月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年四月二十三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「十三万円」を「二十四万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の三朝町国民健康保険条例第六条第一項の規定は、平成四年四月一日以後の出産に基づく助産費の支給について適用し、同日前の出産に基づく助産費の支給については、なお従前の例による。